④被災者の居住の安定確保

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	金融庁
節	(1)災害に強い地域づくり、(3)地域経済活動の再生	
項	④ 被災者の居住の安定確保、⑧ 二重債務問題等	作成年月
目	(ii),(i)	平成 23 年 11 月

- ・「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の策定・公表(個人債務者の私的整理に関するガイドライン運営委員会、平成23年7月15日)。
- ・ 個人版私的整理ガイドラインの運営主体である一般社団法人「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」が設立(8月1日)。
- ・ 被災された債務者がガイドライン運営委員会を利用する際の弁護士費用等を 補助するため、「平成 23 年度東日本大震災復旧・復興予備費」10.7 億円の使 用を決定(8 月 19 日閣議決定)。
- ・ ガイドライン運営委員会において、仮設住宅等に入居している個人債務者の復興を支援すべく、ガイドラインの運用の見直しを決定(10月 26日)。
- 3次補正予算において、ガイドラインの周知・広報に係る経費として約2千万円 を措置。
- ・ テレビ・ラジオによる政府広報や、金融機関・農漁協等におけるリーフレット等の設置、仮設住宅等への入居者へのリーフレットの配布等の周知広報を実施。

当面(今年度中)の取組み

- ガイドライン運営委員会と協力し、引き続き、周知広報を実施。
- ・ 24 年度においても、引き続き被災された債務者の弁護士費用等を補助するため、必要な経費を要求。また、ガイドラインの周知・広報に係る経費についても要求。

中・長期的(3年程度)取組み

ガイドラインに基づく申出、弁済計画の策定等を通じた私的整理が円滑に進むよう、適切に運用支援を実施。

期待される効果・達成すべき目標

- ・ ガイドラインの運用支援を引き続き実施することにより、債務返済が困難な被 災者のガイドラインによる債務整理が円滑に進み、被災者の方々が復興に向 けて再スタートを切る一助となることが期待される。
- ・ ガイドライン運営委員会において、週次で債務免除に向けて準備中の件数等 を公表。
- ・ なお、当該施策の定量的効果は民間当事者間の合意によるものであり、示すことは困難である。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	復興対策本部
節	(1)災害に強い地域づくり	厚生労働省
項	④被災者の居住の安定確保	作成年月
目	(vi)	平成 23 年 11 月

- ① 第1回応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチームの開催(8/4) 応急仮設住宅の居住環境を中心とした居住者の状況を踏まえた課題を把握するとともに、必要に応じて講ずべき対応等について、関係省庁間で連絡・調整を図りつつ整理するため、関係省庁等をメンバーとするPTを設置。
- ② 応急仮設住宅の居住環境等に関するアンケート調査の実施(8月中旬~9月中旬)
- ③ 第2回応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチームの開催(9/30) アンケート調査結果の報告、各県からの「寒さ対策」の進捗状況の報告等
- ④ 第3回応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチームの開催(10/21) アンケート調査の結果を踏まえ、応急仮設住宅のハード・ソフト両面の課題 に対する今後の対応策として、以下の内容を提示。
 - ・ 「寒さ対策」、「バリアフリー対策」、「防火防犯対策」、「雨風対策」などハード面の改善については、追加工事が適切かつ着実に各団地で実施されるよう、実施状況について定期的にPTに報告を求めることとした。
 - 「買い物支援」等をはじめとするソフト面の課題については、課題ごとに各 府省庁の取組を類型別に分類した上で、各県に示した。
 - ・ 今後の応急仮設住宅での居住支援体制の構築に向けた取組として、団地ごとに課題を解決していく「個別対応」の考え方が重要であり、その課題解決に向けて入居者自らが主体的に動くため、各団地の自治会組織の立ち上げを進め、行政としても、サポート拠点の設置・運営など支援体制の強化を図ることとする。

当面(今年度中)の取組み

応急仮設住宅における「寒さ対策」をはじめとするハード面の改善のための追加 工事について、県からの報告により、団地ごとに進捗管理を行っていく。

その他の取組についても、復興対策本部と協力して、被災自治体、関係府省庁と連携を図り、適切な対応を行う。

中・長期的(3年程度)取組み

今後は、団地ごとに課題を解決していく「個別対応」の考え方に基づき、各団地の自治会組織において入居者が抱える課題等の集約をし、自ら主体的に問題の解決を図られるよう、市町村を中心とした支援体制を強化する。

また、自治会組織では対応しきれない課題については、復興対策本部と協力して被災自治体、関係府省庁と連携を図り、課題の解決に向けて取組を行っていく。

期待される効果・達成すべき目標

応急仮設住宅のハード・ソフト両面の各課題に対応することで、居住環境等の改善が図られるものである。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	④被災者の居住の安定確保	作成年月
目	(i),(v)	平成23年11月

・平成 21 年度補正予算(第1号)、平成 22 年度当初予算及び補正予算(第2号)、 平成 23 年度当初予算により、中小住宅生産者により供給される地域材等を活用した木造の長期優良住宅の建設に対する補助を全国で実施。

当面(今年度中)の取組み

・東日本大震災の被災県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県) における、中小住宅生産者により供給される地域材等を活用した木造の長期優良 住宅の建設に対する補助を実施することにより、被災者の恒久的な住まいの確保 の支援や、住宅生産や林業に関わる地域産業の復興・活性化を図る。

中・長期的(3年程度)取組み

・引き続き、地域材等を活用した木造の長期優良住宅の普及・促進に取り組む。

期待される効果・達成すべき目標

- ・被災者の恒久的な住まいの確保の支援や、住宅生産や林業に関わる地域産業の復興・活性化が図られる。
- 新築住宅における認定長期優良住宅の割合 8.8%(注)→20%(平成 32 年)
- (注)認定長期優良住宅の供給が開始された平成 21 年 6 月から平成 22 年 3 月までの数値。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	④被災者の居住の安定確保	作成年月
目	(ii)	平成23年11月

- ・(独)住宅金融支援機構が行う災害復興住宅融資において融資金利の引下げ(当 初5年間は0%等)等の実施。
- ・(独)住宅金融支援機構の既往貸付者に係る返済期間等の延長及び払込猶予期間中の金利引下げ措置の実施。
- ・(独)住宅金融支援機構の既往貸付者に係る「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」に沿った既往債務の負担軽減のための適切な措置を実施。

当面(今年度中)の取組み

引き続き、上記の措置を実施する。

中・長期的(3年程度)取組み

引き続き、上記の措置を実施する。

期待される効果・達成すべき目標

・災害復興住宅融資等により、被災者の自力での住宅の再建等を支援。